**西三河都市計画道路事業３・４・７１号駅前中央通り線の施行及び同事業の事業地内における土地建物等の有償譲渡等の制限について**

**西三河都市計画道路事業を次のとおり施行します。**

**１　施行する都市計画事業の種類及び名称**

**西三河都市計画道路事業３・４・７１号駅前中央通り線**

**２　施行者の名称**

**安城市**

**３　事務所の所在地**

**住所　愛知県安城市桜町１８番２３号**

**電話　０５６６－７１－２２６１（直通）**

**安城市　都市整備部　区画整理課**

**４　事業地の所在**

**安城市箕輪町昭和地内**

**５　事業地内における制限**

**（１）事業地内における土地建物等（土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物）を施行者以外の者に有償で譲り渡す場合には、次の制限があります。**

**ア　事業地内の土地建物等を施行者以外の者に譲り渡そうとする場合は、譲り渡そうとする土地建物等、譲り渡そうとする相手方、譲り渡そうとする土地建物等の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これの時価を基準として、金銭に見積もった額）などを施行者に書面で届け出る必要があります。**

**イ　届出から３０日以内に施行者が買い取るべき旨を通知したときは、施行者と届出者との間で届出の予定対価で売買が成立したものとなります。**

**ウ　届出から３０日以内（施行者が届出の土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）は、届出に係る土地建物等を施行者以外の者に譲り渡すことはできません。**

**（２）事業地内において、都市計画事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築その他工作物の建設等を行う場合には、知事の許可が必要です。**

**令和７年７月１８日　事業施行者　安城市**